

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、そのと日)

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

第百三条第四項の規定による雲山南地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

目次

◆告示

字の区域の変更

結核予防法による医療機関の指定

家畜のブルセラ病検査等の実施

土地改良事業の認可（三件）

土地区画整理法による換地処分

開発行為に関する工事の完了

告示

鳥取県告示第千五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）

雲山字横屋田

区域の名称 同上の区域（昭和五十二年四月三十日現在の地番による。）

雲山字川上 雲山字川上の全域、雲山字細田二一九の一三、二一九の一六、二一九の一七、二二〇の二一、二二〇の二二及びこれらと一体をなす国有地並びに二一九の三と一体をなす国有地一部、雲山字捨井のうち二七〇の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに雲山字横屋田のうち二八五、二九〇の一、二九一の一部、二九三の一部、二九三の一の一部、二九四、二九五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

雲山字細田

雲山字細田のうち二一九の一三、二一九の一六、二一九の一七、二二〇の一、二二〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二一九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに雲山字捨井二七〇の二及びこれと一体をなす国有地

雲山字横屋田二八五、二九〇の一、二九一の一部、二九三の一部、二九三の一の一部、二九四、二九五及びこれらと一体をなす国有地

廃止する字の名称

雲山字捨井

鳥取県告示第千五十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所 在 地
昭和五十二年十二月二十日	清水内科医院	鳥取市吉方町一丁目四三七

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、昭和五十三年四月一日以降放牧しようとするもの

境港市、国府町、岩美町、青谷町、船岡町、河原町、東郷町、三朝

町、北条町、東伯町、会見町、西伯町、溝口町及び江府町
2 鳥取県の区域において飼育している牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛を除く。）で、昭和五十三年四月一日以後

放牧しようとするもの

四 実施の期日

昭和五十三年一月十六日から同年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

2 結核病検査

ツベルクリン皮内反応

鳥取県告示第千五十八号

家畜の伝染性疾病的発生を予防するため、ブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、対象家畜の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（明豊地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病予防のため

二 実施する区域

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第千六十号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（池田地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十二月十六日認可したので、同法第九十六条の一第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年九月五日 鳥取県指令受米土維第八百八十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字堀川尻巳

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市巣城四四六番地六

株式会社 高力

代表取締役 高力重儀

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千六十二号

雲山南土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和五十二年十二月十五日換地処分を行つた旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第一百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三